

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

平成31年4月発行 第11号

～医療機関の勤務環境改善についての質問にお答えします～

Q 医療勤務環境改善ってどういうことですか？



A 平成26年に医療法が改正され、医療従事者の勤務環境改善の措置を講じるよう努めなければならないという規定が加わりました。

医療法

第30条の19 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

Q 医療勤務環境改善はどうすればいいのですか？

A 国は医療法に基づいて、医療機関の管理者が講ずべき措置として、「医療勤務環境改善マネジメントシステム」に関する指針を定め、またその導入の手引きを作成し公表しています。

医療法

第30条の20 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

Q 医療勤務環境改善マネジメントシステムとはどのようなものですか？



A 幅広い医療スタッフの協力のもとで、PDCAサイクルを活用して、計画的、継続的に勤務環境改善に取り組む仕組みのことです。

Q なんだか難しそうですが？

A ご安心ください。当センターでは、平成31年度もマネジメントシステムを活用して勤務環境改善に取り組むモデル医療機関の募集を行います。モデル医療機関に対しては、労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザー等を派遣し、マネジメントシステム導入のための、現状分析、目標設定、勤務環境改善計画の策定等を支援します。

↓ 勤務環境に関するご相談はこちら

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスが無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

